

消防危第 59 号
平成 6 年 7 月 1 日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令の 施行について(通知)

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成 6 年政令第 214 号)が平成 6 年 7 月 1 日公布され、平成 7 年 1 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、特定屋外タンク貯蔵所の実態にかんがみ、特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期について安全性の程度に応じて定めること、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和 52 年政令第 10 号)の施行の際現に消防法第 11 条第 1 項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所の技術上の基準等について所要の規定の整備を図ること等を内容とするものである。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないようにされるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

なお、この政令中、自治省令で定めることとしている部分については、おって自治省令で規定されるものであること。

記

第 1 特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期に関する事項

1 貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が 1 万キロリットル以上である特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び特殊液体危険物タンクのうち自治省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)が受けるべき保安検査の時期については、法第 11 条第 5 項の規定による完成検査(同条第 1 項前段の規定による設置に係るものに限る。以下「設置に係る完成検査」という。)を受けた日又は直近において行われた法第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して 8 年を経過する日前 1 年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間とされたこと。

ただし、自治省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所が受けるべき保安検査の時期については、設置に係る完成検査を受けた日又は直近において行われた法第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して、当該保安のための措置に応じ自治省令で定めるところにより市町村長等が定める 9 年又は 10 年のいずれかの期間を経過す

る日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと(改正後の危険物の規制に関する政令(以下「新令」という。)第8条の4第2項第1号)。

なお、この場合においては、危険物の規制に関する規則(以下「則」という。)第62条の5第2号により5年に1回行うこととされている法第14条の3の2の規定による点検のうち新令第8条の4第3項第1号に定める事項に係るもの(内部点検)の義務づけを廃止する予定であること。

2 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び特殊液体危険物タンクのうち自治省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所が受けるべき保安検査の時期については、従前どおり設置に係る完成検査を受けた日又は直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと(新令第8条の4第2項第2号)

第2 特定屋外タンク貯蔵所の技術上の基準に関する事項

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和52年政令第10号。以下「52年政令」という。)附則第3項により新令第11条第1項第3号の2及び第4号の規定が適用されていない、52年政令施行の際現に法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた新令第8条の2の3第1項に規定する特定屋外タンク貯蔵所(以下「既設の特定屋外タンク貯蔵所」という。)で、その構造及び設備が新令第11条第1項第3号の2及び第4号に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準について、改正後の52年政令附則第3項各号に掲げる基準(以下「新基準」という。)のすべてに適合する場合には限り、引き続き新令第11条第1項第3号の2及び第4号の規定は適用しないものであること(改正後の52年政令附則第3項)。

すなわち、当該既設の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が、新基準を維持している限り、新令第11条第1項第3号の2及び第4号に適合する必要はないものであること。

また、新基準の内容は次に掲げるとおりであること。

1 当該既設の特定屋外タンク貯蔵所の基礎及び地盤に関する基準(改正後の52年政令附則第3項第1号)。

2 当該既設の特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体に関する基準(改正後の52年政令附則第3項第2号)。

なお、既設の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を新基準に適合させるために変更を行う場合、改正後の52年政令附則第3項各号に掲げる基準のすべてに適合しているか否かは、法第11条第1項後段の規定による変更の許可の申請時並びに法第11条の2第1項及び第11条第5項の検査時において確認すること。

第3 施行期日及び経過措置

1 施行期日

この政令は、平成7年1月1日から施行するものとされたこと。

2 経過措置

(1) 保安検査の時期に関する経過措置

ア 新基準に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所等に係る保安検査の時期次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所が受けるべき保安検査の時期については、従前どおり設置に係る完成検査を受けた日又は直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと(改正政令附則第2項)。

(ア) 新基準に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所

(イ) 構造及び設備が新基準のすべてに適合する既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、その所有者、管理者又は占有者が、市町村長等に自治省令で定めるところによるその構造及び設備が新基準のすべてに適合している旨の届出(以下「新基準適合届出」という。)をしていない既設の特定屋外タンク貯蔵所

なお、この場合においては、前述の第1の1にかかわらず、則第62条の5第2号により5年に1回行うこととされている法第14条の3の2の規定による点検のうち新令第8条の4第3項第1号に定める事項に係るもの(内部点検)については従前同様の義務づけがなされる予定であること。

イ 第2段階基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期

新基準適合日以後、新基準適合届出をした既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、次に掲げるもの(以下「第2段階基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)が受けるべき保安検査の時期については、設置に係る完成検査を受けた日又は直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して7年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと。ただし、自治省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所が受けるべき保安検査の時期については、設置に係る完成検査を受けた日又は直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して、当該保安のための措置に応じ自治省令で定めるところにより市町村長等が定める8年、9年又は10年のいずれかの期間を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと(改正政令附則第3項)。

(ア) 構造及び設備が新令第11条第1項第3号の2及び第4号に規定する技術上の基準に準ずるものとして自治省令で定める技術上の基準(以下「第1段階基準」という。)に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所

(イ) 構造及び設備が第1段階基準に適合する既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、所有者、管理者又は占有者が、市町村長等に自治省令で定めるところによる

その構造及び設備が第1段階基準に適合している旨の届出(以下「第1段階基準適合届出」という。)をしていない既設の特定屋外タンク貯蔵所

なお、この場合においては、則第62条の5第2号により5年に1回行うこととされている法第14条の3の2の規定による点検のうち新令第8条の4第3項第1号に定める事項に係るもの(内部点検)の義務づけを廃止する予定であること。

ウ 第1段階基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期

所有者、管理者又は占有者が、その構造及び設備がこの政令の施行後において第1段階基準に適合することとなった日(この政令の施行の際現にその構造及び設備が第1段階基準に適合する既設の特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者にあつては、この政令の施行の日。)以後、第1段階基準適合届出をした既設の特定屋外タンク貯蔵所(当該第1段階基準適合届出後、現にその構造及び設備が第1段階基準に適合しているものに限る。)に係る保安検査の時期については、新令第8条の4第2項が適用されること。

(2) この政令の施行後又は新基準適合後最初に受けるべき保安検査の時期に係る経過措置

ア 52年政令の施行後消防法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可の申請がされた特定屋外タンク貯蔵所(新令第8条の4第2項第2号に掲げるものを除く。)のうち、この政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けたもので、新令第8条の4第1項に規定するものがこの政令の施行後最初に受けるべき保安検査に係る検査時期は、設置に係る完成検査を受けた日、直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日又は法第14条の3の2の規定による点検のうち新令第8条の4第3項第1号に定める事項に係るもの(内部点検)が行われた日の翌日から起算して8年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと。

ただし、当該特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期は、設置に係る完成検査又は法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査のうち、直近において行われたものを受けた日の翌日から起算して11年を超えることはできないこと(改正政令附則第4項)。

イ 第1段階基準の特定屋外タンク貯蔵所が第1段階基準適合届出後最初に受けるべき保安検査に係る検査時期については、上記アと同様とすること(改正政令附則第5項)。

ウ 第2段階基準の特定屋外タンク貯蔵所が新基準適合届出後最初に受けるべき保安検査に係る検査時期については、設置に係る完成検査を受けた日、直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日又は法第14条の3の2の規定による点検のうち新令第8条の4第3項第1号に定める事項に係るもの(内部点検)が行われた日の翌日から起算して7年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと。

ただし、当該特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期は、設置に係る完成検査又は法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査の

うち、直近において行われたものを受けた日の翌日から起算して11年を超えることはできないこと(改正政令附則第6項)。

(3) 既設の特定屋外タンク貯蔵所に係る基準に関する経過措置既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、52年政令施行の際現にその構造及び設備が新令第11条第1項第3号の2及び第4号に定める技術上の基準に適合していなかったもので、この政令の施行の際現にその構造及び設備が新基準に適合しないもの(以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)のうち、その所有者、管理者又は占有者が、平成7年12月31日までの間に、市町村長等に自治省令で定めるところによる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出(以下、「調査・工事計画届出」という。)をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準については、貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量が1万キロリットル以上のものにあつては平成23年12月31日まで、1万キロリットル未満のものにあつては平成27年12月31日までの間は、なお昭和52年政令改正以前の基準が適用されること。

すなわち、これらの日後においては当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を新基準に適合するように維持しなければならないこと。

ただし、これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日後においては当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を新基準に適合するように維持しなければならないこと(改正政令附則第7項)。

なお、調査・工事計画届出については、おつて自治省令で規定されるものであるが、この届出は計画的な調査、改修が行われるよう調査が必要な場合いつ行うか、また工事をいつ行うかについて届け出るものである。調査後でなければ工事の必要性等が不明な場合でも届出が可能なものにする予定である。

(4) 旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の変更に係る手数料に関する事項

旧基準の特定屋外タンク貯蔵所について新基準に適合させるための変更以外の変更を行おうとする場合には、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所として新令第40条第1項の表の(3)の項の規定が適用されること(改正政令附則第8項)。